

登別市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者又はやむを得ず市内に住所を有さないで居住している場合であって市長が特に認めた者をいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有し、居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (7) 関係機関等 国その他地方公共団体及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他関係する者をいう。
- (8) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、当該犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じる被害をいう。
- (9) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (10) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前に

おける当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であったことその他規則で定める要件を満たすものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活を害することとならないよう、二次的被害及び再被害の発生防止に十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(次条及び第6条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携し、及び協力するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の就労に十分に配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪行為により死亡した市民の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った市民に対し、経済的負担の軽減を図るため、市長が別に定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、前項第1号に規定する遺族見舞金の額から前項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金の額とする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市公営住宅（登別市営住宅条例（平成9年条例第26号）第2条第1号に規定する市公営住宅をいう。）への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第11条 市は、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活への配慮の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映等)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第8条の規定は、令和7年4月1日以後に行われた犯罪行為により死亡した市民の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った市民について適用する。

(登別市生活安全条例の一部改正)

- 3 登別市生活安全条例(平成11年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、高齢者や体の不自由な者の生活安全の確保及び犯罪被害者等(犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。)に対する日常生活の支援」を「及び高齢者や体の不自由な者の生活安全の確保」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。